

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第16号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別休暇）</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(14)まで （略）</p> <p>(15) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことが相当であると認められるとき 治療に必要な期間</p> <p>(16)から(20)まで （略）</p> <p>2から7まで （略）</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(14)まで （略）</p> <p>(15) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は<u>フルタイム会計年度任用職員が通勤</u>（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことが相当であると認められるとき 治療に必要な期間</p> <p>(16)から(20)まで （略）</p> <p>2から7まで （略）</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(総務部人事課)